

船橋市高齢者補聴器購入費用助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(申請書類の例外)

第2条 要綱第5条第1項第1号に定める証明書については、第2号様式以外の書類であっても、要綱第2条第3号の要件を満たしていることが確認できればこれに代えることができる。

2 要綱第5条第1項第3号の規定による書類について、申請者が紛失等により提出が出来ない場合であって、市において前年分の市県民税所得割（前年分の市県民税所得割が確定していない場合にあつては、前々年分の市県民税所得割）が確認できる場合は提出を省略することができる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。